播磨町介護サービス事業者における事故報告ガイドライン

このガイドラインは、介護サービス事業者における事故等発生時について、報告対象の範囲や 報告方法など具体的内容を定める。

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

播磨町に所在する介護保険法に基づく指定事業者(以下「事業者」という。)が行う介護保険適用サービス(総合事業を含む。以下同じ。)及び播磨町以外に所在する事業者が行う介護保険適用サービスであって播磨町の介護保険被保険者が利用するものとする。

2 報告の範囲

事業者は、次の(1)~(4)の場合(以下「事故」という。)、町(保険者)へ報告を行う。

(1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

- ① 「サービスの提供による」とは、送迎、通院等の間の事故も含む。 また、在宅介護の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内 にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。
- ② ケガの程度については、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受けたものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方が良いと判断されるものについては、町に対しても報告する。
- ③ 事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失によるケガであっても②に該当する場合は報告する。)
- ④ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき (トラブルになる恐れのあるとき) は、町へ報告する。
- ⑤ 利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は、速やかに町へ連絡もしくは報告書を再提出する。

(2) 食中毒及び感染症等の発生

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、 原則として1類、2類、3類とする。

ただし、通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、感染性胃腸炎(ノロウイルス) や疥癬の発生など、利用者等にまん延するおそれがある場合並びに新型インフルエンザの集団発 生の報告を健康福祉事務所(保健所)に行った場合又は報告を行わない場合であっても事業者の 判断で休業を行うなど、サービスの継続に支障をきたすような場合も、町へ報告する。

また、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応する。

(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの(例:利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)について報告する。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

上記のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しく影響を与えた場合、町へ報告する。

3 報告の手順

- (1)事故後、事業者は速やかに町へ電話又はメールで報告する(第一報)。
 - ① 電話の際は、連絡者の名前を名乗るとともに受付者の名前を確認する。
 - ② メールの際は、定められた書式(以下「事故報告書」という。)を用いて、事故報告書の1から6の項目について可能な限り記載して報告する。
 - ③ 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。

何えば、午後に起きた事故の処置等に数時間を要し報告可能となったのが深夜だった場合には翌朝早くに報告を行う、金曜日の夕刻に事故が発生した場合には月曜日朝早くに報告するなど、社会通念に照らして最大限の努力をすることが必要。

- (2) 事故処理の経過についても、電話又はメールで適宜報告する。
- (3) 事故処理の区切りがついたところで、事故報告書の1から9の項目について記載し、メール 又は郵送で報告する。なお、事故報告書は事故発生日から遅くとも5日以内を目安に提出する。
- (4) 各事業者は、町、利用者(家族を含む。以下同じ。)及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

4 利用者への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。

- (1) この要領に基づき、事故報告書を作成し、町に提出すること。
- (2)提出後の事故報告書は、個人情報以外を事故事例として兵庫県に報告される場合があること。
- (3)情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容(例:事業者名簿)が公開される場合があること。

5 報告の書式

別添「事故報告書」

6 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、次の両者に報告する。

- (1)被保険者の属する保険者(市町村)
- (2) 事業所・施設が所在する保険者(市町村)

※報告は、各保険者の事故等報告ガイドライン・取扱要領に沿って行うこと。

※報告書には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意すること。

7 町の対応

報告を受けた町は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて必要な対応を行う。なお、事業所の所在地が播磨町以外の場合は、必要に応じて事業所の所在地たる市町と連携を図る。

8 播磨町における報告・問い合わせ先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号 播磨町 保険年金グループ 介護保険チーム

TEL: 079-435-2582 FAX: 079-435-0766 メールアドレス: hoken@town.harima.lg.jp